

蒲郡市学校施設のあり方ビジョン

蒲郡市の小中学校施設は、多くが建築後50年を超え、建物の老朽化が進み、改築や大規模改修等の施設整備を計画的に行う必要があります。「蒲郡市学校施設のあり方ビジョン」は、将来に向けてより良好な教育環境の構築を目指すことを目的に、教育委員会がこれからの学校施設に関する整備理念・コンセプト等を整理するものです。

(1) 良好な教育環境のための整備理念

今後将来に向けての学校施設の整備にあたっては、文部科学省により提言された「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」(令和4年3月公表)では、『未来思考』で学校施設全体を学びの場として創造することが重要で、そのためには「5つの姿の方向性」(以下参照)が大きな要素となるとされています。

- ・『学 び』 . . . 「柔軟で創造的な学習環境」
- ・『生 活』 . . . 「健やかな学習・生活空間」
- ・『共 創』 . . . 「地域とともに創造する共創空間」
- ・『安 全』 . . . 「安全・安心な教育環境」
- ・『環 境』 . . . 「持続可能な教育環境」

また、蒲郡市の学校施設の整備にあたっては、蒲郡市学校教育ビジョンにおいて掲げる、子どもたちが「確かな学力」「未来を切り拓く力」を育むことができ、そして「社会に開かれた学校文化の創造」という教育理念を実現するための視点に立った教育環境を整備することが肝要です。

文部科学省が提言する要素を踏まえつつ、蒲郡市の教育理念を達成する、未来思考の学び舎を構築することを「良好な教育環境のための整備理念」に位置づけ、老朽化が進む学校施設の更新を着実に推進するため、学校施設におけるコンセプト・プロセス・基本仕様等を以下に整理します。

(2) 教育環境の充実に向けての「コンセプト」

今後の改築等の施設整備においては、子どもたちの「確かな学力」・「未来を切り拓く力」を最大限に引き出し、心身の健康と成長を支える教育環境の充実を図るためのコンセプトを、上記の“5つの姿の方向性”を踏まえつつ、下記のとおりを設定します。

① 新たな学習空間の構築 ～柔軟で創造的な学習環境～

蒲郡市では、文部科学省が令和3年3月に小学校1学級の定員数を段階的に引き下げることを決定する以前から、小学校・中学校の全学年において、35人以下学級を取り入れ、少人数教育に力を注いできました。これから将来の学びを実践する環境においては、これまで展開してきた少人数教育をさらに発展させる、一人一人の理解の程度に応じ、少人数の複数グループに分けた学習を展開する「個別最適な学び」(少人数指導)の重要度が増してく

ると考えられます。さらに上記に加え、子ども同士、外国籍や特別な支援が必要な子ども、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者とともに協働しながら学習する「協働的な学び」も不可欠であり、“個別”と“協働”の学びの環境を一体的に充実させるために、普通教室等の学習空間を均質で画一的なものから、フレキシブルな仕様を備える等、柔軟で創造的なものへと転換させることを推進します。

また、時代の変化に伴い、教育現場においても、教育DX(教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション)の推進が不可欠です。例えば、学校図書室とコンピューター室を組み合わせる「ラーニング commons」とするなど、社会システムの変容を捉えたICT教育環境の整備を進め、児童・生徒がよりデジタル技術を活用しやすく、グローバルな視点を養い、未来思考で物事を捉えることに繋がる創造的な教育環境の構築に努めます。

② 温かみのある生活空間の構築 ～健やかな学習・生活空間～

新しい生活様式を踏まえ、従来の教室や廊下の空間よりゆとりあるスペースを確保し、温かみのあるリビング空間を形成します。教室と廊下の一体利用も可能にする「柔軟性」とともに、「多様性」にも配慮された仕組みを整えます。

また、空調、トイレ、手洗い等の基本的な設備については、子どもたちが健やかに生活を送れるよう配慮し、整備します。さらには、多目的トイレやエレベーターの設置など、障害のある児童・生徒及び教職員だけでなく、保護者や地域利用者など、多様な利用者が安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう、利用者の意見や利用状況なども踏まえて、ユニバーサルデザインの考え方による施設整備を推進します。

③ 地域社会との連携・協働・交流の促進 ～共創空間と情報共有～

コミュニティスクール・地域学校協働活動の推進に伴い、学校は単なる学校教育の場だけではなく、社会教育も培われる場として変容しつつあります。そのため、これからの学校施設は、地域の人たちと連携・協働・交流することが効果的に促進され、社会教育を学ぶことができる「共創空間」を実現するため、地域全体が子どもたちの成長を支えるという視点を持って、整備を進めていく必要があります。

また、地域の実情に合わせつつ、従来から実践・計画している公民館や保育園、児童クラブ等といった他機能施設との複合化や空間の共有などを積極的に行い、学校が地域の「生涯学習」の場となるような環境整備を推進します。

さらには、ここ数年で社会システムが大きく変革するであろうことを見据え、学校と地域が空間を共有することのみならず、“情報共有”も可能とする仕組みの構築に努めることで、学校施設が地域コミュニティの核となることを目指していきます。

④ 子どもたちの生命を守り抜く施設 ～安全・安心な教育環境～

子どもたちの生命を守るために施設更新を着実に進めていくとともに、学校の複合化に伴い、施設のセキュリティ機能のさらなる強化・充実、避難所としての防災機能の強化等、安全・安心がより担保された教育環境に向けた施設整備を推進します。

⑤ 環境と共生する教育施設 ～持続可能な教育環境～

校舎の屋上に太陽光発電装置を設置するなど、自然エネルギーを有効活用できる施設整備を行うとともに、発電量をモニター画面に表示し、児童・生徒が太陽光発電を身近に感じられる設備を導入するなど、環境教育にも活用していきます。

また、蒲郡市はサーキュラーエコノミーやカーボンニュートラル等を積極的に推進することを表明している「サーキュラーシティ」・「ゼロカーボンシティ」であることから、施設に木材利用（木質化）を積極的に進めたり、資源を循環する仕組みを取り入れたりするなど、ぬくもりのある環境にやさしい施設づくりに努めます。

さらには、地区の自然特性（海・山など）と調和したデザインや自然が身近に感じられるようなもの（菜園・果樹園・塩田など）を取り入れ、学校ごとに特色のある自然教育を推進します。

⑥ 持続可能な学校運営に寄与する施設

少子化が進む社会状況の中において、将来の児童・生徒数の動向を的確に捉え、学級数の変化(主に減少)への対応や少人数指導やティームティーチング等にも活用しうる仕様の教室を確保する等、柔軟性のある無駄の無い規模の学校施設への整備により、効率性の高い持続可能な学校運営を促進します。

(3) 学校施設整備に向けての「プロセス」

今後、「未来思考」の学び舎となる学校施設整備を推進するためには、計画策定の段階から従来のプロセス・進め方とは異なる考え方が必要となることが想定されます。下記に示すプロセス等を踏まえ、学校づくりを進めていきます。

① 多様な視点による計画・設計の策定 ～地域住民・有識者の参画～

コンセプト「③」で示すように、これからの学校は、地域と連携・協働・交流を促進することが非常に重要であり、他機能施設との複合化がスタンダードになることが想定されます。

そのため教育委員会・建築部門・教職員等の関係者による検討に留めることなく、施設計画の策定から設計プロセスまでのさまざまな段階で地域住民の参画を促すことで、学校施設が地域に開かれ、地域住民が愛着を持てる施設となると考えられます。市民ワークショップ、意見交換会等の開催をより積極的に行い、学校施設を地域全体の施設になるよう努めていきます。

また地域住民の参画とともに、有識者の参画も非常に重要であると考えます。従来にはない新しい考え方による学校施設については、先進的な事例や研究等に基づいた専門的な知見からの支援体制を構築することが、より効果的な計画やスムーズな施設運用に繋がります。

地域住民や有識者の多様な視点により、より良い計画・設計の策定、スムーズな施設運用に努めます。

② 管理運営方法のあり方 ～より良い共創空間の実現のために～

学校施設の複合化の推進に伴い、管理方法や運用ルールが多様化していくことが想定されます。学校施設の複合化が進む先進事例では、管理運営方法において、学校中心の考え方が優先され、効果的な共創空間が実現できないケースも多く見受けられます。

教育に適した環境を確保することは重要ではあるが、他機能施設への制限・制約は最小限度に留める等、相互の活動をより活性化させるための工夫・ルールづくりを積極的に進めるとともに、教育委員会に管理運用方法を調整するため支援体制を構築し、スムーズな協議・調整に繋げるなど、より良い共創空間の実現に向けた取組を進めていきます。

③ 高度な専門性・技術性の活用 ～優れた設計及び選定方法の確立～

コンセプトで示された未来思考の学校整備を推進するためには、より高度な技術かつ専門的な知識による設計が求められ、従来の一般競争入札による設計業者選定とは異なる選定方法を検討する必要があると見込まれます。また、文部科学省から地方自治体に対して令和3年8月には、「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」が通知され、プロポーザル方式等の積極的な活用による業者選定が求められています。またプロポーザル方式で選定する際には、高い専門性の視点による審査も重要であり、専門的な有識者の参画も必要不可欠です。

プロポーザル方式等での設計業者の選定、高度な専門的な視点における審査選考を積極的に活用することを推進し、より優れた設計による魅力的な施設づくりに繋がります。

(4) 学校施設の改築における基本仕様

① 基本仕様の目的

学校施設は機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。少子化がより一層進む状況においても、良質でかつ特色のある持続可能な学校づくりを推進していくうえで、施設規模や諸室構成等を「基本仕様」として設定し、効率的・効果的に施設整備を推進することを目指します。

② 基本仕様の考え方

学校施設の整備にあたっては、敷地面積や用途地域、学校規模、地域特性などが学校ごとに異なることから、それぞれの土地・条件に則した学校を整備していくことになります。そうした状況において、良質な教育環境を全ての学校で確実に確保していくため、一定の施設規模と教室や管理諸室の構成等を基本仕様として設定し、学校間における教育環境の格差をできる限り生じさせないようにすることが大切です。

この基本仕様を施設整備の原則としたうえで、各学校の伝統や個性並びに地域性等を反映しながら、学校ごとの特色ある活動や多様な教育活動も推進していくことができるよう、施設整備を進めていきます。基本仕様を定めることにより、設計・工事に要する時間や財政負担の概ねの見通しがつけられ、学校施設改築を計画的に進めることができるようになります。

なお、基本仕様については、今後の感染症対策の強化や学級編制基準の変更のほか、改築を実施した学校施設の運用状況の検証等を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

③ 学校施設の基本仕様（施設構成の概要・機能の考え方）

【小中学校共通】

- ・新校舎の普通教室は、既存の学校施設における63㎡程度より広い70㎡以上を原則とします。
- ・蒲郡市学校規模適正化方針を踏まえ、児童・生徒数の動向による将来的な学級数を見据えた普通教室を設定します。また、減少に伴い予備教室になることも想定し、少人数指導教室・クールダウンスペース等にも活用しうる仕様で整備します。
- ・普通教室については、幅広く、柔軟に活用できるよう収納スペース等を工夫のうえ整備します。
- ・これからの時代にも柔軟に対応できるよう、ICT教育環境を構築する等、教育DX推進のための施設整備を行います。
- ・発達に課題のある児童に落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を整備します。なお、教室形状は柔軟に設定できるような仕様を検討します。
- ・特別教室は、小学校は、理科室、音楽室、図工室、家庭科室（被服室、調理室）の従来の諸室（準備室含む）に加え、英語ルームを新たに基本諸室に設定し、これからのグローバル教育及び英語教育必修化に対応します。中学校は、理科室、音楽室、美術室、家庭科室（被服室、調理室）、技術室（木工室、金工室※兼用教室を含む）の従来の諸室を基本諸室に設定します。また、施設一体型小中一貫教育（義務教育学校を含む）の実施校については、上記の諸室に準じて設定します。なお、教室数については、学校の規模に基づき、必要数を確保します。

- ・図書室、多目的室や特別教室等を地域住民も活用できるように整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設として整備します。なお、児童生徒へのタブレットの配備に伴い、従来のPCルームは廃止し、図書室にメディア機能を取り入れることで、図書室を読書・学習・情報・交流の拠点、「ラーニングコモンズ」へ向けて整備を進めます。
- ・屋外運動場（グラウンド）や屋内運動場（体育館）も適正な広さを確保するとともに、地域の方の利用が促進される整備を行います。
- ・畑・水田・果樹園などの学校菜園や塩田など地域特性に応じた設備など、自然教育に寄与するものを取り入れていきます。
- ・地域コミュニティの核となる学校に向け、地域との更なる連携を進めるため地域交流室（連携室機能）を設置するとともに、地域との共有諸室・交流エリア等を設け、地域に開かれた教育環境の構築を進めます。なお、地域に開かれた教育環境を構築するうえでも、一層の防犯対策・セキュリティ機能に配慮した施設整備を行います。
- ・教材庫や備品庫などの倉庫機能のスペースを適切に確保します。
- ・校長室は、校長が執務を行う適切な広さと、来客対応スペースを確保します。なお、従来校長室内に設定されていた会議スペースについては、校長室に隣接する位置に設置することで、柔軟性の高い諸室構成にします。
- ・職員室は、適切な規模を確保しつつ、執務・応接エリアを分ける等、教職員の職場環境に配慮した仕様にするとともに、校長室、会議室、給湯室、印刷室、休憩・談話スペース等と連携し、相互に使用しやすいよう配置を工夫します。なお、男女別職員更衣室・休憩スペース・シャワー機能等の確保に努め、福利厚生面に配慮します。
- ・保健室は、適切な広さや児童生徒の成長に対応する仕様で整備するとともに、シャワー室（機能）の配備など衛生環境に配慮します。
- ・トイレは、床は乾式仕様、便器は洋式とし、必要数量を設置します。また、学年ごとの利用しやすさや多様性に配慮した仕様で整備します。
- ・プールは令和4年度に策定予定の「学校プールのあり方」（仮称）に基づき、整備します。
- ・良好な教育環境の確保並びに感染症の予防、衛生環境の強化等の観点から、普通教室を始め、特別教室、屋内運動場を含めた校舎全体に、冷暖房に対応した空調装置を設置するとともに、十分な換気性能を備えた施設として整備します。
- ・災害時には屋内運動場や校舎等が避難所として有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備します。
- ・児童生徒の学校生活の安全・安心を十分に確保するだけでなく、子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を行います。

- ・設備等に不具合が発生した場合にも速やかに対応できるよう、メンテナンスがしやすい施設として整備します。

【小学校】

- ・児童の放課後等の居場所として、児童クラブ機能を設置することを推進します。
- ・主に低学年児童が遊ぶための基本的な遊具を安全性に配慮し、設置します。

【中学校】

- ・屋内運動場施設（体育館）には、更衣室機能や部活動で使用する部屋や道具置き場などのクラブハウス機能を整備します。